

## 伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市福祉のいずみ基金運用規程（昭和62年伊勢原市告示第24号。以下「運用規程」という。）第4条の規定により、伊勢原市福祉のいずみ基金の果実配分金（以下「配分金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(配分金の交付対象事業)

第2条 配分金の交付対象とする事業は、運用規程第3条に定める事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 継続的に実施されている事業であること。
- (2) 伊勢原市民を対象とし、福祉の向上を目的とした公益的な事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、配分金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (3) 事業に要する経費を当該配分金のみで賄う事業

(配分金の交付対象団体)

第3条 配分金の交付対象とする団体は、市内に活動拠点を置き、本市の社会福祉向上のために事業を行う団体で、次の各号に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 団体の代表者が当該団体の構成員であること。
- (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者、老人福祉、児童福祉、母子福祉  
その他福祉の援護が必要な者及びその家族で構成される団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、配分金の交付対象団体としない。

- (1) 単一の家族で構成される団体
- (2) 社会福祉法人格を有する団体
- (3) 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するもの
- (4) 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的とする団体  
（配分金の交付対象経費）

第4条 配分金の交付対象とする経費は、交付対象事業を実施するために必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 需用費（修繕料を含み、食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、配分金の交付対象経費としない。

- (1) 団体の維持・運営に要する経費
- (2) 団体の運営に係る人件費
- (3) 食糧費
- (4) 伊勢原市の補助金の交付を受けている経費  
（配分金の額）

第5条 配分金は、原則として、交付対象経費（事業実施により収入を得る場合

は、交付対象経費からその収入を除いた額)の範囲内で30万円を上限として交付するものとする。ただし、市長は、特別な事情があると認める場合は、上限額を超えて交付することができる。

(配分金の申請等)

第6条 配分金の交付を受けようとする団体の代表者は、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の概要が分かる資料(規約、構成員名簿、活動実績報告書、総会資料等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書類による審査を行い、第2条から第4条までの規定により不交付とするときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(配分委員会)

第7条 第6条第1項の規定による申請内容等を審査し、配分金を適正に配分するため、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金配分委員会(以下「配分委員会」という。)を設置する。

2 配分委員会は、伊勢原市福祉のいずみ基金の適正管理を図るための意見具申を行うとともに、申請された案件に係る配分金交付の可否を審査し、配分額を決定し、審査結果等を市長に報告するものとする。

(委員の構成)

第8条 配分委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 民生委員・児童委員協議会代表者

(2) 福祉のいずみ基金寄附者代表

(3) 社会福祉協議会会長

(4) 学識経験者

(5) 市民代表（公募委員）

2 配分委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 第1項第5号の市民代表は、市内在住の20歳以上の者で、配分金の交付対象団体の構成員でないものとする。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（配分金の決定）

第10条 市長は、第7条第2項の規定により配分委員会から報告を受けたときは、配分金交付の可否を決定し、交付すべきと認めるときは伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定通知書（第2号様式）により、交付すべきと認めないときはその理由を付して伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（事業内容等の変更）

第11条 前条の規定により交付決定を受けた団体が、交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(配分金の請求)

第12条 第10条の規定により交付決定を受けた団体が配分金の交付を受けようとするときは、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付請求書（第6号様式）に、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定通知書の写し又は伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金変更（中止・廃止）承認決定通知書の写しを添えて、市長に請求するものとする。

(使途の制限)

第13条 配分金は、申請書に記載された内容又は指定された用途以外に使用してはならない。

(配分金の返還)

第14条 市長は、配分金の交付を受けた団体に対し、次の各号に該当する事項が生じたときは、配分金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 社会福祉活動の本旨にそぐわない行為をしたとき。
- (3) 交付の対象となった事業を実施しなかったとき。
- (4) 余剰金が生じたとき。

(実績報告)

第15条 配分金の交付を受けた団体は、当該事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分交付要綱の廃止)

2 伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分交付要綱（平成2年伊勢原市告示第43号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年8月10日告示第205号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長

殿

住所又は所在地

---

申請者名称及び代表者氏名

---

年度において伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金の交付を受けたいので、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 交付申請額

---

2 事業等の名称

---

3 事業等の目的及び内容

---

---

---

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の概要

第2号様式（第10条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金の申請については、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱第10条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

殿

伊勢原市長



1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

---

---

---



第3号様式（第10条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市福祉のいずみ基金  
果実配分金の申請については、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱  
第10条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

殿

伊勢原市長



1 不交付理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第4号様式（第11条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果实配分金交付決定事業変更(中止・  
廃止)承認申請書

年 月 日

伊勢原市長

殿

住所又は所在地

---

申請者名称及び代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市福祉のいずみ基金果实配分金交付決定事業の変更（中止・  
廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第5号様式（第11条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付決定事業変更(中止・  
廃止)承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました変更（中止・廃止）申請書  
については、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分要綱第11条の規定により次  
のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 変更（中止・廃止）の内容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第6号様式（第12条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

\_\_\_\_\_

申請者名称及び代表者氏名

印

\_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金について、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 交付決定通知額 \_\_\_\_\_ 円

2 今回交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

4 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名

(2) 口座種別

(3) 口座番号

(4) 名義人

第7号様式（第15条関係）

伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

\_\_\_\_\_

申請者名称及び代表者氏名

\_\_\_\_\_

年度において交付を受けた伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金について、伊勢原市福祉のいずみ基金果実配分金交付要綱第15条の規定により報告します。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 実績額 \_\_\_\_\_ 円

3 不用額 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書